

## 検認用提出書類一覧(配偶者用)

別紙①

下記「対象者の昨年の状況(裏表)」により、該当する書類をご提出ください。  
 なお、状況によっては、追加書類の提出をお願いする場合がございます。ご了承くださいませようお願いいたします。

対象者の 昨年の状況	提出書類	発行窓口	備 考			
働いている	自営業者	<input type="checkbox"/> 検認調査票(配偶者用)	原本	<a href="#">こちらからダウンロード</a>		
		<input type="checkbox"/> 昨年の収入(給与収入、年金収入、その他収入)の有無および金額を確認できる証明書 例:平成29年度 課税証明書、非課税証明書、所得課税証明書 市民税の決定通知書等 (※源泉徴収票は給与のみの証明のため不可)	原本	市区町村	昨年の収入が扶養認定基準内であったか確認します。収入には、給与・年金以外の継続的な収入(不動産収入、事業収入等)も含まれますので、昨年の収入等内訳が数字で記載されている最新の証明書をご提出ください。平成29年1月1日現在お住まいの市区町村で発行されます。なお、証明書の名称は市区町村によって異なります。	
		<input type="checkbox"/> 平成28年分 確定申告書	コピー	税務署	損益計算書、減価償却計算書、収支内訳書も併せてご提出ください。	
		<input type="checkbox"/> 学生の場合⇒在学証明書	原本	学校		
		<input type="checkbox"/> 年金受給者 ⇒老齢、障がい、遺族年金振込通知書	コピー	日本年金機構	紛失した場合は再発行が可能です。(ねんきんダイヤル:0570-05-1165) 65歳以上で年金を受給していない方は、「検認調査票」の6.に理由をご記入ください。	
	該当者のみ	<input type="checkbox"/> 外国人の場合⇒外国人登録証または、在留カード	コピー	市区町村	表裏の両面のコピーをご提出ください。	
		<input type="checkbox"/> 別居の場合(一定の条件を満たす場合は除く ※備考参照) ⇒①仕送り証明(直近連続2か月分) および ②生計内訳書	①コピー ②原本	①金融機関 郵便局等 ② <a href="#">こちらからダウンロード</a>	※被保険者が会社の転勤命令により単身赴任したため別居となった場合は提出不要。 ① <a href="#">仕送りについて</a> ② <a href="#">記入例</a>	
		自営業者以外	<input type="checkbox"/> 検認調査票(配偶者用)	原本	<a href="#">こちらからダウンロード</a>	
			<input type="checkbox"/> 昨年の収入(給与収入、年金収入、その他収入)の有無および金額を確認できる証明書 例:平成29年度 課税証明書、非課税証明書、所得課税証明書 市民税の決定通知書等 (※源泉徴収票は給与のみの証明のため不可)	原本	市区町村	昨年の収入が扶養認定基準内であったか確認します。収入には、給与・年金以外の継続的な収入(不動産収入、事業収入等)も含まれますので、昨年の収入等内訳が数字で記載されている最新の証明書をご提出ください。平成29年1月1日現在お住まいの市区町村で発行されます。なお、証明書の名称は市区町村によって異なります。
			<input type="checkbox"/> 学生の場合⇒在学証明書	原本	学校	
<input type="checkbox"/> 年金受給者 ⇒老齢、障がい、遺族年金振込通知書	コピー		日本年金機構	紛失した場合は再発行が可能です。(ねんきんダイヤル:0570-05-1165) 65歳以上で年金を受給していない方は、「検認調査票」の6.に理由をご記入ください。		
該当者のみ	<input type="checkbox"/> 外国人の場合⇒外国人登録証または、在留カード	コピー	市区町村	表裏の両面のコピーをご提出ください。		
	<input type="checkbox"/> 別居の場合(一定の条件を満たす場合は除く ※備考参照) ⇒①仕送り証明(直近連続2か月分) および ②生計内訳書	①コピー ②原本	①金融機関 郵便局等 ② <a href="#">こちらからダウンロード</a>	※被保険者が会社の転勤命令により単身赴任したため別居となった場合は提出不要。 ① <a href="#">仕送りについて</a> ② <a href="#">記入例</a>		
	<input type="checkbox"/> 給与・年金以外の継続的な収入(不動産収入等)がある方 ⇒平成28年分 確定申告書	コピー	税務署	収入と経費の内訳が確認できる書類(損益計算書、減価償却計算書、収支内訳書)も併せてご提出ください。		

## 検認用提出書類一覧(配偶者用)

別紙①

下記「対象者の昨年の状況(裏表)」により、該当する書類をご提出ください。  
 なお、状況によっては、追加書類の提出をお願いする場合がございます。ご了承くださいますようお願いいたします。

対象者の昨年の状況	提出書類	発行窓口	備考			
働いていない	全員必須	<input type="checkbox"/> 検認調査票(配偶者用)	原本	<a href="#">こちらからダウンロード</a>		
		<input type="checkbox"/> 昨年の収入(給与収入、年金収入、その他収入)の有無および金額を確認できる証明書 例:平成29年度 課税証明書、非課税証明書、所得課税証明書 市民税の決定通知書等 (※源泉徴収票は給与のみの証明のため不可)	原本	市区町村	昨年の収入が扶養認定基準内であったか確認します。収入には、給与・年金以外の継続的な収入(不動産収入、事業収入等)も含まれますので、昨年の収入等内訳が数字で記載されている最新の証明書をご提出ください。平成29年1月1日現在お住まいの市区町村で発行されます。なお、証明書の名称は市区町村によって異なります。	
		<input type="checkbox"/> 退職日を確認できる書類 例:資格喪失証明書、退職証明書、源泉徴収票(退職日記載あり)等	原本	検認対象者の前勤務先		
	退職後1年未満	該当者のみ	<雇用保険関連書類> <input type="checkbox"/> 雇用保険を放棄する方 ⇒雇用保険被保険者離職票1、2 又は、雇用保険資格喪失証明書	原本		
			<input type="checkbox"/> 現在雇用保険を受給している方 ⇒雇用保険受給者証(基本手当日額と支給開始日の印字あるもの)	コピー	ハローワーク	
			<input type="checkbox"/> 雇用保険の受給が終了した方 ⇒雇用保険受給者証(支給終了の印字あるもの)	コピー		
			<input type="checkbox"/> 雇用保険に加入していなかった 又は、受給期間に満たなかった方 ⇒「検認調査票」に理由をご記入ください	—		
			<input type="checkbox"/> 学生の場合⇒在学証明書	原本	学校	
			<input type="checkbox"/> 年金受給者 ⇒年齢、障がい、遺族年金振込通知書	コピー	日本年金機構	紛失した場合は再発行が可能です。(ねんきんダイヤル:0570-05-1165) 65歳以上で年金を受給していない方は、「検認調査票」の6.に理由をご記入ください。
			<input type="checkbox"/> 外国人の場合⇒外国人登録証または、在留カード	コピー	市区町村	表裏の両面のコピーをご提出ください。
	働いている	該当者のみ	<input type="checkbox"/> 別居の場合(一定の条件を満たす場合は除く ※備考参照) ⇒①仕送り証明(直近連続2か月分) および ②生計内訳書	①コピー ②原本	①金融機関 郵便局等 ② <a href="#">こちらからダウンロード</a>	※被保険者が会社の転勤命令により単身赴任したため別居となった場合は提出不要。 ①仕送りについて ②記入例
			<input type="checkbox"/> 給与・年金以外の継続的な収入(不動産収入等)がある方 ⇒平成28年分 確定申告書	コピー	税務署	収入と経費の内訳が確認できる書類(損益計算書、減価償却計算書、収支内訳書)も併せてご提出ください。
			退職後1年以上	全員必須	<input type="checkbox"/> 検認調査票(配偶者用)	原本
	<input type="checkbox"/> 昨年の収入(給与収入、年金収入、その他収入)の有無および金額を確認できる証明書 例:平成29年度 課税証明書、非課税証明書、所得課税証明書 市民税の決定通知書等 (※源泉徴収票は給与のみの証明のため不可)	原本			市区町村	昨年の収入が扶養認定基準内であったか確認します。収入には、給与・年金以外の継続的な収入(不動産収入、事業収入等)も含まれますので、昨年の収入等内訳が数字で記載されている最新の証明書をご提出ください。平成29年1月1日現在お住まいの市区町村で発行されます。なお、証明書の名称は市区町村によって異なります。
<input type="checkbox"/> 学生の場合⇒在学証明書	原本	学校				
<input type="checkbox"/> 年金受給者 ⇒年齢、障がい、遺族年金振込通知書	コピー	日本年金機構			紛失した場合は再発行が可能です。(ねんきんダイヤル:0570-05-1165) 65歳以上で年金を受給していない方は、「検認調査票」の6.に理由をご記入ください。	
<input type="checkbox"/> 外国人の場合⇒外国人登録証または、在留カード	コピー	市区町村			表裏の両面のコピーをご提出ください。	
働いている	該当者のみ	<input type="checkbox"/> 別居の場合(一定の条件を満たす場合は除く ※備考参照) ⇒①仕送り証明(直近連続2か月分) および ②生計内訳書	①コピー ②原本	①金融機関 郵便局等 ② <a href="#">こちらからダウンロード</a>	※被保険者が会社の転勤命令により単身赴任したため別居となった場合は提出不要。 ①仕送りについて ②記入例	
		<input type="checkbox"/> 給与・年金以外の継続的な収入(不動産収入等)がある方 ⇒平成28年分 確定申告書	コピー	税務署	収入と経費の内訳が確認できる書類(損益計算書、減価償却計算書、収支内訳書)も併せてご提出ください。	